## 6-1-4 独立の回復と55 年体制

## サンフランシスコ平和条約



\*行政資料50 知公6 「県政展望4 月号~ 9 月号」

## 解説

1951 (昭和26) 年9 月, サンフランシスコ講和会議が開かれ, 日本は48 か国との間で平和条約に調印しました。しかし, 東側陣営やアジアの多くの国々との間では講和は実現しませんでした。同じ日に日米安全保障条約が調印され, 日本は引き続きアメリカ軍が駐留することを認め, 駐留費用を分担することになりました。この時調印された平和条約が発効したのは翌年4月28日でした。

左の写真は県の広報誌「県政展望」昭和27年5月号です。この号には、知事・県会議長・県地方課から、平和条約発効にあたっての文章が載せられています。そこには、独立達成への素直な喜びととともに、民主的な国家作りの基盤としての地方自治の確立の重要性が説かれています。また、その前提としての地方財政の充実や、これらを支える住民の地方自治への参加協力の必要性についても述べられています。



\*上の写真は昭和27年5月の広報紙「県政だより」です。「憲法施行5周年」「住みよい郷土は私達の手で!!」「講和はいよいよ発効した」の見出しが見え、新しい社会建設への意気込みが感じられます(ポスター昭和27-11「県政だより5月号 No.32」)。

